

Press Release



令和7年3月31日
保健福祉部

唐津市はり、きゅう等施術所指定取り消しについて

古賀鍼灸院を指定取り消しました。

1 指定取消施術所

こがはりきゅういん
古賀鍼灸院（唐津市和多田先石）

2 指定取消年月日

令和7年3月31日

3 指定取消理由

令和6年4月および令和6年8月から11月にかけて、複数回、受診券の名義人に施術をしていないにもかかわらず虚偽の請求を行い、助成金を不正に受け取った事実が判明したため。

4 指定取消しの根拠

唐津市はり、きゅう及びマッサージ施術費の助成に関する条例第7条第1項第5号によるもの。

5 不正受給額

21,600 円（施術24回分）

（本件の問い合わせ先）
保健福祉部 高齢者支援課
担当：福浦、上野
電話：直通72-9230（内線2153）